

# 地域安全ニュース

池田地区防犯協会  
池田警察署 572-0110  
みんなでつくろう  
安心の街

## 注意 バッテリー盗難が多発!

今年の春先から、池田警察署管内でバッテリーが盗まれる事件が多発しています。

被害の特徴として、トラックや農作物を守るための電気柵のバッテリーといったカバー等で覆われていない無防備なバッテリーが盗まれています。

大切なバッテリーを守るため、十分に注意しましょう。

### 【豊頃町】

●4月24日、5月13日、農地に設置の電気柵からバッテリー1個がそれぞれ盗難

### 【池田町】

●4月8日、会社の駐車場のトラックからバッテリー1個が盗難

### 【浦幌町】

●4月4日、会社の駐車場のトラックからバッテリー2個が盗難

●4月12日、住宅の敷地内のトラックからバッテリー2個が盗難

## 犯罪発生状況

### 【豊頃町】

●5月23日夕方から5月24日昼頃までの間に住宅地に駐車中の普通乗用車からオーディオプレイヤーが盗まれた。

### 【池田町】

●5月15日夜から5月16日朝方までの間にJR池田駅駐輪場から施錠中の自転車1台が盗まれた。(施錠は1個)

●昨年秋頃から5月14日までの間に自宅敷地内においていた木材が盗まれた。

## 特殊詐欺に注意

北海道内での特殊詐欺被害が増加しています。

手口は、息子などをかたる「オレオレ詐欺」やまったく身に覚えのないお金を請求してくる「架空請求詐欺」、役場職員等をかたって還付金などの名目でATMへ誘い込んでお金を振り込ませる「還付金等詐欺」など様々あります。

「私は大丈夫」と油断することなく、「もしかしたら」という気持ちで、少しでも不安に思ったら家族や警察に相談することが大切です。

### こんな言葉がでたら詐欺!!

- ★「名義貸し」
- ★「ATMで医療費が戻る」
- ★「レターパック、宅配便でお金を送れ」
- ★「部下がお金を取りに行く」



駐在だより  
**はるにれ**  
～みんなで築こう 安全で安心な大地～  
http://www.ikedasyo.police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110  
茂岩駐在所 574-2013  
豊頃駐在所 574-2151  
大津駐在所 575-2002

## 夏休み間近!水難事故には気をつけよう

### ～水難事故を防止するために～

- 水の力を甘く見ないこと**  
川の流れや、潮の流れ、そして波の力には、岩も動かすほどの力がありますので注意してください。
- 遊泳は、場所や体調をよく考えてから**  
泳ぐときは、海水浴場など指定された場所で、自分の体力や技量を考えて遊泳してください。また、飲酒して泳がないこと。
- 釣りをするときは救命胴衣**  
安全と言われる防波堤でも、急な高波がくる場合があります。救命胴衣の着用をお勧めします。
- レジャーボートは安全な場所で**  
水上オートバイ・モーターボート等は、必ず救命胴衣を装着したうえで乗船し、遊泳区域には入らないこと。



## 夏休みにおける少年非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

- 非行防止は家庭から**  
親子の会話や団らん心がけ、子供が家に居て安らげる家庭を作りましょう。
- こんな兆候は要注意!**  
行き先を言わないで外出する、帰宅時間が不規則になる、夜遊びや外泊が増加する、落ち着きが無く怒りやすい、親子の対話を避ける。
- 子供の携帯電話にフィルタリングサービス**  
フィルタリングを活用し、有害サイトへのアクセスを制限し、子供を犯罪から守りましょう。

## 潮干狩り 正しく楽しく

気温も上がり、海や湖などに出かける機会が増える季節になりました。

大津漁港や長節湖・湧洞沼で

### 法律違反となる漁具

を使用することは禁止されています。

質問・疑問がある場合は、**十勝総合振興局 (☎ 0155-26-9056)** までお問い合わせをお願いします。

正しい知識で楽しい潮干狩りを!!

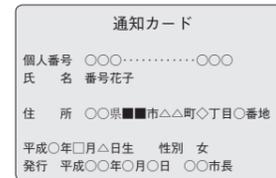
## 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。



愛称: マイナちゃん

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

### 【通知カード】



### 【個人番号カード】



## 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

## 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。



マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

<h4>行政の効率化</h4> <p>行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。</p>	<h4>国民の利便性の向上</h4> <p>添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。</p>	<h4>公平・公正な社会の実現</h4> <p>所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。</p>
---	--	--

## マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp>

マイナンバー公式twitter [https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

マイナンバーのお問合せは   **0570-20-0178**